

令和2年8月4日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

「食品表示基準について」及び「食品表示基準Q&A」の
一部改正等について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康
医療局生活衛生部生活衛生課長から次のとおり通知がありましたので貴組合員並び
に従業員への周知方よろしくお願いいたします。

消費者庁次長通知(令和2年7月16日付け消食表第270号)概要

- ・ アレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別そ
の他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一
部改正に係る事項のほか、食品表示基準の解釈を明確にすべきと判断した事項等につ
いて、一部を改正した。

(消費者庁ホームページ)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

食品表示法等(法令及び一元化情報)

法令・政令・府令等

↓

食品表示に係る通知・Q&Aについて

食品表示基準について

↓

第21次改正(令和2年7月16日消食表第270号)
(別紙)新旧対照表

食品表示基準Q&Aについて

↓

第11次改正(令和2年7月16日消食表第273号)
(別紙)新旧対照表